

参考

地方公務員法

第 16 条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験もしくは選考を受けることができない。

1. 成年被後見人又は被保佐人
2. 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
3. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者